

大学分科会の審議状況について

1. これまでの審議状況

- 大学分科会では、平成20年9月の「中長期的な大学教育の在り方について」の諮問を受け、各種の部会やワーキンググループで多岐にわたるテーマに関し審議を行ってきた。その状況については、これまで4回にわたり「審議経過概要」として公表している。
 - ・平成21年6月「審議経過概要（第1次報告）」、
 - ・ 〃 8月「 〃 （第2次報告）」、
 - ・平成22年1月「 〃 （第3次報告）」、
 - ・ 〃 6月「 〃 （第4次報告）」、
- これらで取り扱った各種テーマは、
 - ・制度改正を含む具体的な提言に至ったもの、
 - ・一定の方向性を提示し、更なる審議を要するもの、
 - ・論点整理にとどまり、方向性も含めて具体的な審議を要するもの、など多様であり、それらのうち具体的な結論に至ったものは、随時、制度改正や予算・事業を通じて具体化している（別紙1）。

2. 現時点の審議

(1) 大学分科会の主要課題について

- 第4次報告までの多岐にわたる議論の蓄積を踏まえ、現在までに、審議における主要課題を3つの観点で整理している（別紙2）。
 - ①教育の質の保証と向上、
 - ②機能別分化と大学間連携の促進、
 - ③教育研究の充実のための組織・経営の基盤強化。
- これらに関し、1月までに、今期としての審議経過の概要を整理する予定である。

(2) 大学院教育に関する検討状況について

- これらのうち、大学院に関しては、平成17年の中教審答申「新時代の大学院教育」を踏まえ、教育の実質化と国際的な信頼性の向上のための改革が進展している。そこで、この1年間にわたり、国内の大学院から24分野約350専攻（全体の8%）と専門職大学院の約80専攻を対象に、改革の成果と課題を検証し、今後の改善方策を「中間まとめ」として公表している（別紙3）。
- 今後、「中間まとめ」を踏まえた「答申案」の取りまとめに向けて審議中である。

大学分科会の審議に係る制度改正等（平成21年以降のもの）

<p>1. 大学教育の質保証・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的な質保証システムの改善 <ul style="list-style-type: none"> ① 設置基準の基準性の明確化。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制」を 設置基準に規定（関連して、H22予算で「就業力育成支援事業」）。 ② 設置認可審査の改善。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明らかな準備不足の申請に対する「早期不認可」の導入。 ・ 届出設置をアフターケアの対象に追加。 ③ 認証評価の改善。 ○ これらに関する情報の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会への説明責任を果たすとともに、教育の質を向上のため、すべての 大学が公表すべき情報を明確化（学校教育法施行規則を改正）。 ・ 国際的な情報発信を進めるためガイドラインを整備。 ・ 設置認可・届出に関し、大学からの申請内容を文部科学省のウェブサ イトで公開。 ○ グローバル化への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ アジア域内の大学間連携（日中韓の「CAMPUS Asia」構想に具体化） ・ 海外大学とのダブルディグリーの実施上の留意点をガイドラインとし て公表。
<p>2. 機能別分化と大学間連携の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 設置形態を超えた機能別分化の促進（今後、機能別の質保証について検 討）。 ○ 各大学の機能別分化を踏まえつつ、大学間の連携を促進。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程の共同実施の制度化（大学設置基準を改正し、これまで3事 業が発足）。 ・ 教育・学生支援の共同拠点を制度化（学校教育法施行規則を改正し、 これまで12拠点が大臣認定）。 ・ そのほか、戦略的大学間連携、コンソーシアムを促進。 ○ H23概算要求では、世界的研究・教育拠点、高度専門職業人養成、総合的 教養教育、地域の生涯学習機会の拠点等に対応した支援。
<p>3. 教育研究機能の充実のための組織基盤の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学財政の重要性と今後の改善を提言。 <ul style="list-style-type: none"> ・ H23概算要求では、成長の土台となる教育研究の基盤強化を重視。 ○ 私立大学が、自主的な機能別分化を通じ「自立・発展」「連携・共同」 「撤退」の方向性を早期に判断できるよう支援を提言。 <ul style="list-style-type: none"> ・ H22年度には、私立大学への経常費補助の拡充とともに、自主的に経営 改善に取り組む大学の支援等。 ・ 日本私立学校振興・共済事業団による経営相談の充実（H22には「リー ダーズセミナー」を実施）。 ・ 透明性と社会からの信頼性の向上のため、私学団体が、財務・経営情報 の公表を促進。

大学分科会のこれまでの審議を踏まえた主要課題

1. 大学教育の 質保証・向上

↓
大学教育の質保証
は国際競争の時代

- 大学・大学院教育において、体系性・一貫性のある「学位プログラム」を確立
- 「どこの大学を卒業したか」よりも、「何を修得したか」を重視
 - ・ 明確な教育目標と、修得すべき知識・技能を具体的に提示
 - ・ 体系性・一貫性あるカリキュラムの実施，厳格な成績評価
- 国際的に信頼される質の高い教育（アジアをはじめ国際的な質保証ネットワーク）
- 「設置基準→設置認可→認証評価」の公的な質保証を改善
- 大学の自主的・自律的な教育力向上の取組を実質化

2. 機能別分化 と大学間連携の 促進

↓
どの機能に重点化し
ても大学の努力が適
切に評価

- 各大学が、すべての機能を備えるのではなく、個性・特色を踏まえて、機能別に分化
- 奨励的補助金（例：GP，私学助成の特別補助）は、大学が、各カテゴリーから選択
- 各大学の機能を補完しつつ、全体として質の高い教育を行うため大学間の連携を促進（例えば、学位の共同授与，共同利用拠点，地域別・機能別のコンソーシアムの形成）
- 中教審では、機能別の質保証のための観点・指標の整備を提言

3. 教育研究の 充実のための組 織基盤の強化

↓
限られた資源を効率
的に活用し，全体と
して質の高い教育を
実施

- 大学は、その設置形態を問わず多様な機能を有しており、全体として発展が必要
- 国立大学は平成14年度以降101校から86校に再編・統合
 - ・ 第1期中期目標期間終了時に、各大学は、組織・業務全般の見直しを検討
- 私立大学について、大学の自主的・自律的な判断による経営基盤の強化と支援
 - ・ 自主的な機能別分化を通じ、自立・発展，連携・共同，撤退等の方向性を早期に判断できるよう支援を提言。また、私学団体が、財務・経営情報の公表を促進
- 大学の経営のガバナンス改善

あわせて、これらの取組を促進するための財政支援の在り方が重要

大学院教育の実質化の検証を踏まえた更なる改善について (中間まとめ)

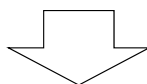
<検討の経緯>

平成17年の中教審答申「新時代の大学院教育」は、大学院教育の実質化（教育課程の組織的展開の強化）と国際的な通用性・信頼性の向上を提言。これに基づき、文部科学省は「大学院教育振興施策要綱」（平成18～22年度）を策定し、大学院教育の質的向上を推進。

その後、約5年が経過し、大学分科会の大学院部会において、国内の大学院から430専攻を調査し、成果や課題を検証し、今後の改善方策を検討。

<検証結果>

全体として、大学院教育の実質化に向けた取組が着実に進展。一方、優れた改革の他大学・他専攻への波及が不十分であったり、博士課程について、体系性ある教育の確立や、キャリアパスの整備等が課題。



<改善の方向性>

グローバル化や知識基盤社会が進展する中、博士号取得者が産官学の中核的人材として活躍できるよう、大学院教育、とりわけ博士課程教育に重点を置く大学において、質の保証された教育を確立する必要。

1. 学位プログラムとしての大学院教育の確立

修得すべき知識・能力が明確な学位プログラムとしての大学院教育を確立し、学生の質を保証

2. グローバルに活躍する博士の養成

一貫性のある博士課程教育を確立し、グローバルに活躍する高度な人材を養成

<改善方策>

教育情報の公表による大学院教育の「可視化」

コースワークから研究指導に有機的に繋がる体系的教育

創造的な研究活動を自立して遂行できる一貫した博士課程教育

優れた学生が大学院で学ぶ環境の整備（経済的支援）

学生の質を保証する組織的な教育・研究指導体制

成長を牽引する世界的な大学院教育拠点（リーディング大学院）

産業界等との連携の強化と多様なキャリアパスの確立

日本人・外国人学生の垣根を越えた協働教育の推進